◎佐賀県条例第15号

佐賀県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

佐賀県国民健康保険法施行条例（平成30年佐賀県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
| --- | --- |
| （介護納付金納付金基礎額）<br>第12条　略<br><br>（委任）<br>第13条　略 | （介護納付金納付金基礎額）<br>第12条　略<br>（子ども・子育て支援納付金納付金基礎額）<br>第13条　算定政令第11条の２第３項の条例で定める基準は、知事は同項第１号に掲げる額を同項第２号に掲げる額で除して得た数を基準として子ども・子育て支援納付金納付金所得係数を定めることとする。<br>２　子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町につき、算定政令第11条の２第４項第１号に掲げる数とする。<br>３　子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町につき、算定政令第11条の２第５項第２号に掲げる数とする。<br>４　子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数に係る算定政令第11条の２第７項の条例で定める範囲は、０を超え、かつ、１未満とする。<br>（委任）<br>第14条　略 |

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　この条例による改正後の佐賀県国民健康保険法施行条例第13条の規定による子ども・子育て支援納付金納付金基礎額の算定に関し必要な手続その他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。